

平成 24 年度第 6 回青森市子ども委員会議開催概要

1. 日時 平成 24 年 6 月 9 日（土） 9 時 15 分～12 時 15 分
2. 場所 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）3 階 大会議室
3. 出席者 平成 24 年度青森市子ども委員会議委員 20 名（欠席者 12 名）
子ども委員サポーター 6 名
青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会委員 11 名
事務局 7 名
4. 活動内容 条例骨子案に対する意見発表
5. 開催概要

第 6 回会議は、前後半の 2 部構成で行われ、まず前半は、第 5 回に引き続き、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の皆さんが、条例にどのようなことを盛り込んだらよいかをまとめた「(仮称) 子どもの権利条例骨子案」の内容について、グループごとに話し合いをし、条例骨子案に対する意見をまとめました。



続いて後半は、児童福祉専門分科会の皆さんとの合同会議を行い、グループごとにまとめた意見を発表しました。

意見発表にあたっては、第 4 回会議で子ども委員の皆さんが発表した「日ごろ、おかしいと感じることや納得いかないこと」にふれながら、条例骨子案に対する自分たちの思いを説明していました。



グループAの発表内容

- ・骨子案に「あらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと」とあるが、この中の「不利益」という言葉がよく分からないので、この言い方をもう少し分かりやすくすればいいのではないかと。
- ・骨子案に「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」とあるが、「いじめ」と「虐待・体罰」は切り離すべきだと思った。
- ・また、同じところに関連して、「体罰」とは一体どこからどこまでを言うのか、本当に体罰はだめなのか、ということが話題になった。
- ・「いじめ、虐待、体罰」の「体罰」の部分で、「一方的な体罰」にしてほしい。
- ・骨子案にある「子どもの権利の侵害からの救済」に関して、先生や生徒ではなく、第三者の立場から、いじめや虐待、体罰を考えていくことが必要という意見が出た。



グループAの発表内容に関する意見交換

- ・「不当な不利益」という表現については、ちょっと堅いので、もう少し優しい表現にしたほうが良いということは、児童福祉専門分科会でも気付いていて、修正しようと思っていた。
- ・「いじめ」と「虐待・体罰」は別々にしたほうが良いという意見は、どういう見方からそういう感じになったのか？
【答】すべてがそうではないと思うが、「いじめ」は子どもが子どもに対して差別を抱いてそこから生まれるもので、「虐待・体罰」は、大人が子どもにするのが多いと思う、それは解決方法も違うのではないかと考えたから。
- ・「一方的な体罰」にしたほうが良いというのは、どういう感じの意味なのか？
【答】「体罰」には、子どもが悪いことをして軽く小突く程度のものであれば、何もしていないのに理不尽な理由から暴力を受けることもあって、それはまた別のものになると思ったから。



グループBの発表内容

- ・グループBでは、「子どもは大人の見解をちゃんと尊重しなければいけない。大人は子どもに目を向けて子どもの見解を尊重してほしい。」という見解を持っているが、この文は条例の前文に入れてもいいと思っている。はっきり条例に入れてほしい。
- ・骨子案に「最善の利益」とあるが、この言葉だけではきっと分かりづらいので、セットで「子どもの見解を聞く」という言葉を入れると、少しは分かりやすくなるのではないかと考えた。
- ・骨子案に「施設関係者（学校の先生など）は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努める」とあるが、このことは、施設関係者だけに限られる話ではなく、保護者やすべての大人に当てはまるのではないかとこの見解が出た。



グループBの発表内容に関する意見交換

- ・「最善の利益」という言葉については、子どもにとっての「利益」と、大人にとっての「利益」というものが一致するのかどうかという疑問がある。「最善の利益」という言葉の表現には限界があるのではないかと考えるので、ちょっと言葉を換えてほしいと思う。
- ・子どもにとっての「利益」と、大人にとっての「利益」というものが一致するのかどうかというところは、すごく大事なことを考える。「最善の利益」という言葉を言い換えるのはすごく難しいが、この言葉は、今、社会的にも使われている大事な言葉なので、今後も検討していく。
- ・全体としてこの条例は、小学校高学年から中学生が読んで分かるような表現にしましょうということで検討している。どうしても堅い表現を言い換えるのが難しいところは、子どもたちが読んで分かるような解説書を必ず作って、それを配布して読んでもらうという方針で考えている。
- ・「利益」という漢字自体に、子どもは「お金」というイメージをもっていて、大人は「利益」という言葉のいろいろな意味を知っているから、嫌なイメージはなくて、どうしても子どもと大人の取り方が違うと思った。
- ・原語が英語で作られている「子どもの権利条約」では、「インタレスト interest」という言葉が使われている。これを訳すと「利益」という言葉になるが、「利益」には、「権利」と結びついた意味合いと、いわゆる「儲け」という意味合いがあるので混乱するのかなと感じた。



グループCの発表内容

- ・「子どもの権利条約」の存在を知ってもらうため、交通安全教室のように映像化したものを使って、学校で1時間くらいその映像を見せて、そのあとにワークシートなどを使って考える時間をとれば良いという意見が出た。
- ・子どもの義務は学校に行くことだと考えるが、いじめられたり、障害を持っていて学校に行きたくても行けない人に義務を果たせというのは大変だという結論にいたった。むしろ、権利が侵害されているので、権利を保護する必要があるという意見でまとまった。
- ・骨子案にある「子どもの権利の侵害からの救済」に関して、いじめられている人がこの制度を利用することによって、さらにいじめられるのではないかと、また、いじめなどで苦しんでいる子どもが、果たしてこのような制度を利用できる心理状況にあるのか、という意見が出た。



グループCの発表内容に関する意見交換

- ・「子どもの権利の侵害からの救済」に関して、確かにグループCの意見のように、この制度を利用することによって、さらにいじめられる可能性はあるかと思うが、この制度を設置しないことで、これから先、もっといじめが増えていく可能性があるのか、という方法で設置していくのかということを考えながら、設置する方向でいったほうが良いと思った。
- ・私たち（グループC）は、この制度の設置について反対しているわけではないが、この制度を利用していることが、少なからず（学校の先生や友だちなどに）知られることがあると思われ、設置自体はいいけれど、相談者の心のケアや相談後にどうなるのか、というところが課題なのかなと思った。
- ・ケガをしたら病院に行くのと同じように、皆さんの権利が傷ついたときに行く病院のようなもの、そして皆さんが気軽に行けるようなものを、少なくとも私たちは作りたいと思っている。それから、いじめなどで苦しんでいる子どもがこの制度を利用できる状態にあるのか、という意見があったが、だからこそ、大事にならないうちに気軽に相談できるような感じになっていけば、この制度を利用することができない、ということにはならないと考えている。このような救済機関、相談機関というのはすごく大事じゃないかと思うし、ぜひ利用してもらいたいと思っている。
- ・相談された内容については、その時々で、受けた側の人の胸に留めておけばいいのか、あるいは、これは先生には伝えよう、お母さんに伝えようとか、いろいろあると思うが、それを決める前には必ず相談してくれた子どもの了解をとりながら進めていくことになる。子ども（相談者）がこうしたいということを尊重していかないと意味がないと思う。



グループDの発表内容

- ・骨子案全体の内容が難しいので、簡単にしてほしい。
- ・骨子案にある「子どもの権利の侵害からの救済」に関して、制度の設置には賛成だが「権利擁護委員会」や「是正措置」、「救済」などの難しい言葉を分かりやすい言葉にしてほしい。
- ・相談する場所を、例えば公民館などに1人ずつなど、たくさんほしいと思った。
- ・いじめなどで困っている人たちが出している見えないサインを、例えば学校の職員とか1人ひとりが見抜けるように講習会みたいなものを開いてほしいという意見が出た。
- ・この制度を利用することでさらにいじめられる、という意見が出るということは、一昨年の子ども委員で作った「子ども宣言文」が広がっていないということだと思っているので、広報の工夫、イベントやワークショップ、学校での全体総合をやれば、もっと理解が多くなるのではないかと思った。



グループDの発表内容に関する意見交換

- ・私たちも「権利擁護委員会」は分かりづらいと思う。ちなみに、皆さんであれば「擁護する」や「守る」、「救済」などの言葉をどのように言い換えれば分かりやすいか？
【答】「味方」とか。
- ・「子どもの味方」のような愛称、ニックネーム的なものを子ども向けに言い換えようということは、分科会でも意見として出していた。
- ・相談を受ける人の人数がたくさんほしいということだったが、他都市の例を見ると、弁護士やカウンセラー、教育関係者などを3人くらい配置しているのが多い。人数が多ければいいかというとは必ずしもそうではなくて、市の規模にもよると思う。青森市の規模だと3人くらいでいいのではないかと考える。あまり多いとスピーディーに動けないし、何よりも子どもの声を素早くキャッチして、それを救済につなげることが大事なので、それがきちんとできる程度の人数でいいと思っている。
- ・これまで、市や県や国レベル、また、民間で行っている相談機関はあるが、相談を受け付けるだけでなく、特に緊急を要する事例やそういうところまで手が届く役割や権限などの機能を持つ、これまでと違うもの、これまでになかったものをこの条例の中で作るということを考えている。
- ・難しい言葉については、小学校高学年から中学生くらいの子どもでも、国語辞典を引けば、その意味が分かるような感じのものにする方針で考えている。

